

「新今宮駅北側まちづくりビジョン検討会議」開催要綱

(目的)

第1条 来街する旅行者が急増している浪速区の新今宮駅北側地域のまちづくりについて、観光・賑わいづくりの視点を踏まえて、今後5年～10年のまちづくりについての未来像をビジョンという形でまとめるにあたり、大阪市関係所属等から意見を聴取し検討するために「新今宮駅北側まちづくりビジョン検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(組織)

第2条 会議は、委員及び専門委員で構成する。

- 2 委員は、浪速区長（以下「区長」という。）のほか、大阪市関係所属の部長級の職員をもって充て、新今宮駅北側地域のまちづくりにかかる課題解決に向けた検討を行う。
- 3 専門委員は、学識経験等を有する者のうちから区長が会議への参加を依頼し、専門的知見からの助言等を行う。

(会議)

第3条 会議は区長が招集し、委員並びに専門委員のほか、必要な関係者を出席させて意見を聞くことができる。

- 2 会議の座長は、区長をもって充て、会議の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 区長は、個別事項を検討するため、実務者による会議を開催することができる。

(開催期間)

第4条 会議は、この要綱の施行後、概ね2年間開催する。

(庶務)

第5条 この会議の庶務は、浪速区役所総務課（企画調整グループ）において処理する。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。